

官報

號外 昭和二十年十二月十六日

○第八十九回 帝國議會

貴族院議事速記錄第十一號

昭和二十年十二月十五日(土曜日)午前
十時二十三分開議

議事日程 第十二號
昭和二十年十二月十五日
午前十時開議

第一 勞動組合法案(政府提出、
衆議院送付)

第二 農業園體法中改正法律案(政府
提出、衆議院送付)

第三 水産業園體法中改正法律案(政
府提出、衆議院送付)

第四 戰時森林資源造成法中改正
法律案(政府提出、衆議院送付)

第五 繩絲業法改正法律案(政府
提出、衆議院送付)

第六 法律案(政府提出、衆議院送付)

第七 法律案(政府提出、衆議院送付)

第八 法律案(政府提出、衆議院送付)

第九 法律案(政府提出、衆議院送付)

第十 法律案(政府提出、衆議院送付)

第十一 法律案(政府提出、衆議院送付)

第十二 法律案(政府提出、衆議院送付)

第十三 法律案(政府提出、衆議院送付)

第十四 法律案(政府提出、衆議院送付)

上シ又承諾スルコトヲ議決シタル旨
ヲ衆議院ニ通知セリ
昭和二十年勅令五百三十七號
同日本院ニ於テ修正議決シタル左ノ
政府提案ハ即日之ヲ衆議院ニ回付
セリ
衆議院議員選舉法中改正法律案
同日衆議院ヨリ左ノ政府提案ヲ受
領セリ
勞動組合法案
農業園體法中改正法律案
水産業園體法中改正法律案
戰時森林資源造成法中改正法律案
繩絲業法改正法律案
農林書記官 安孫子藤吉君
文部省監督事務政府委員
文部省科學教育局長 山崎 国輔君
農林省所管事務政府委員
農林書記官 安孫子藤吉君
ノ會議ヲ開キマス、日程第一、勞動組
合法案、政府提出、衆議院送付、第一
讀會、芦田厚生大臣
○議長(公爵徳川閑順君) 是ヨリ日本
ノ政府提案案ハ同院ニ於テ之ヲ可決
シ奏上セル旨ノ通牒ヲ受領セリ
入營者職業保障法及國民労務手帳
法廢止法律案
昭和十二年法律第七十八號廢止法
法律案
映畫法廢止法律案
裁判所構成法戰時特別廢止法律案
戰時民事特別法廢止法律案
判事及檢事ノ退職章ニ判事ノ轉所
ニ關スル法律案
鐵道敷設法戰時特別例廢止法律案
防空法廢止法律案
大日本航空株式會社法廢止法律案

正三位勳三等功五級男爵井田磐桶君
去ル十二願ニ依り貴族院議員ノ辭
職御允許アラセラル
昨十四日本院ニ於テ可決シタル左ノ
政府提案ハ即日裁可ヲ奏請シ又可
決ノ旨ヲ衆議院ニ通知セリ
昭和十三年法律第八十四號中改正
法律案
〔寺光書記官朗讀〕
セマス
○議長(公爵徳川閑順君) 報告ヲ致サ
〔寺光書記官朗讀〕

地位ノ向上ヲ圖リ經濟ノ興隆ニ寄
與スルコトヲ以テ目的トス
刑法第三十五條ノ規定ハ勞動組合
ノ團體交渉其ノ他ノ行為ニシテ前
項ニ掲タル目的ヲ達成スル爲爲シ
タル正當ナルモノニ付適用アルモ
ノトス
第二條 本法ニ於テ勞動組合トハ勞
働者ガ主體ト爲リテ自主的ニ勞動
條件ノ維持改善其ノ他經濟的地位
ノ向上ヲ圖ルコトヲ主タル目的ト
シテ組織スル團體又ハ其ノ聯合團
體ヲ謂フ但シ左ノ各號ノニニ該當
スルモノハ此ノ限ニ在ラズ
一 使用者又ハ其ノ利益ヲ代表ス
ト認ムベキ者ノ參加ヲ許スモノ
旨ノ通牒ヲ受領セリ
農林省所管事務政府委員
農林書記官 安孫子藤吉君
文部省監督事務政府委員
文部省科學教育局長 山崎 国輔君
農林書記官 安孫子藤吉君
ノ會議ヲ開キマス、日程第一、勞動組
合法案、政府提出、衆議院送付、第一
讀會、芦田厚生大臣
○議長(公爵徳川閑順君) 是ヨリ日本
ノ政府提案案ハ同院ニ於テ之ヲ可決
シ奏上セル旨ノ通牒ヲ受領セリ
入營者職業保障法及國民労務手帳
法廢止法律案
昭和十二年法律第七十八號廢止法
法律案
映畫法廢止法律案
裁判所構成法戰時特別廢止法律案
戰時民事特別法廢止法律案
判事及檢事ノ退職章ニ判事ノ轉所
ニ關スル法律案
鐵道敷設法戰時特別例廢止法律案
防空法廢止法律案
大日本航空株式會社法廢止法律案

第一條 本法ハ團結權ノ保障及團體
交涉權ノ保護助成ニ依リ勞動者ノ
制限ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
ヲ爲スコトヲ得但シ勞動組合ノ結
成及之ニ加入スルコトノ禁止又ハ
規約ノ變更ニ關スル規定
第八條 規約法令ニ違反スルトキハ
命令ニ宣ムル所ニ依リ勞動委員會
ノ決議ニ依リ行政官廳ハ其ノ變更
ヲ命ズルコトヲ得
第九條 勞動組合ハ事務所ニ組合員
又ハ構成團體ノ名簿ヲ備付クベシ
第十條 勞動組合ノ代表者又ハ勞動
組合ノ委任ヲ受ケタル者ハ組合又

第三十四條 第三十條ノ規定ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十五條 第二十九條ノ規定ニ違反シタル者ハ虚偽ノ報告ヲ爲サズ若ハ帳簿書類ノ提出ヲ爲サズ又ハ同條ノ規定ニ違反シ出頭ヲ爲サズ若ハ同條ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ダ若ハ忌避シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十六條 法人又ハ人の代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他人ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人の業務ニ關シ前條前段ニ違反行爲ヲ爲シタルキハ其ノ法人又ハ人の自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

前條前段ノ規定ハ其ノ者ガ法人又ハトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三十七條 左ノ場合ニ於テハ勞働組合ノ代表者又ハ清算人ヲ五十圓以下ノ過料ニ處ス

第一第五條 又ハ第十九條第二項(第一三十條又ハ第十九條第二項(第一三十條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ違反シ届出ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ届出ヲ爲シタルトキ付サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ爲サズ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル登記ヲ爲スコトヲ怠リタム

第二 第九條ノ規定ニ違反シ名簿ノ備付サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ爲サズ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル登記ヲ爲スコトヲ怠リタム

第三 第十七條ニ於テ準用スル民法第七十九條又ハ第八十一條ノ規定ニ

違反シ公告ヲ爲サズ又ハ不正ノ公

告ヲ爲シタルトキ

五 第十七條ニ於テ準用スル民法第

八十二條又ハ非訟事件手續法第三十六條ノ規定ニ依ル裁判所ノ検査ヲ妨ゲタルトキ

六 第十七條ニ於テ準用スル民法第

第十九條第二項(第三十一條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ違反シ居出ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ届出ヲ爲シタルトキハ勞働組合以外ノ労働協約ノ当事者(当事者團體ナルトキハ其ノ代表トス)ヲ五十圓以下ノ過料ニ處ス

使用者第三十二條第三項ノ規定ニ違反シタルトキハ五十圓以下ノ過料ニ處ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定

本法施行ノ際現ニ存スル労働組合ハ本法施行ノ日ヨリ一週間以内ニ第五十圓

條第一項ノ規定ニ準ジ届出ヲ爲スベシ

第十九條第七號中「産業組合聯合會」ヲ「産業組合聯合會、労働組合」ニ、「産業組合法」ヲ「産業組合法、労働組合法」ニ改ム

(國務大臣岸田均君登記)

○國務大臣(岸田均君) 只今該題トナリマシタ勞働組合法案ノ提出ノ理由ヲ説明致シマス 我が國ノ近代産業ハ、飛躍的發展ノ時機ニ入リマシタ、資本主義の發展ニ於テ準用スル民法第

労働問題ガ採上ゲラレマシタノハ、ベルサイユ條約以降ノ時期デアリマス、斯カ

ス、斯クシテ大正八、九年ノ頃ヨリ勞

働組合ノ結成ガ促進セラレ、之ニ伴ウ

テ労働組合法ノ制定ガ朝野ノ問題トナ

レタ五項目ノ中ニ、「労働者ノ擁取ト

ス、蟲ニ昭和六年ノ第五十九帝國議會ニ於テハ政府提案ノ労働組合法案ヲ討

議致シマシテ、衆議院ヲ通過シタノデ

アリマシタガ、貴族院ニ於テ審議未

了トナリ、引續キ滿洲事變ノ勃發ニ

依ツテ労働組合ノ發達ガ阻害セラレ、労働組合法ニ對スル朝野ノ關心

モ冷却致シマシテ、遂ニ今日ニ至ツタモノニアリマス、然ルニ最近ノ終

戰ト共ニ、我國ニ於ケル民主主義

的傾向ノ復活強化ハ、労働組合ノ再

組織トナツテ現ハレ、全國各地ニ瓦

リ、新ラシキ組合ノ結成セラル、モノ相次イデ増加スル傾向ニアリマス、

思フニ新日本建設ニ當リ、最モ緊急ヲ

要スル平和産業ノ再建ニ當リマシテ、

泛シキ資本資源ヲ活用スル爲ニハ、勞

働ニ期待スル所極メテ大ナルモノガア

ルコトハ申ス迄モアリマセス、斯カル

時代ノ要請ニ即應スル爲ニハ、先づ勞

働者大衆ニ對シ其ノ組合結成ニ付、十

分ナル自由ヲ保障シ、其ノ言動ニ統一

ト秩序ヲ保シタルコトガ絶対ニ必要

アリマス、此ノ目的ノ爲ニハ、一面

ニ於テ労働條件ニ適正化ヲ圖リ、他面

勞働意欲ノ昂揚ヲ圖ルコトガ最モ緊要

ノ基本的要件デアルト信ジマス、即チ

能率ニ向上ト産業平和ノ維持ノ上

シ、又相當ノ免稅ノ恩典ヲ與ヘテ、其ノ健全性ト永続性ヲ助成セムトシタコ

トデアリマス、第四ニ組合ト使用者ト

ノ間ニ結バ、労働協約ニハ、其ノ勞

働能率ニ向上ト産業平和ノ維持ノ上

ニ、重要ナル意義持コトヲ明カニ

シ、特ニ之ニ法的拘束力等ヲ附與シタ

テアリマス、第五ニ労働組合法中心

トスル労働ニ關スル諸般ノ問題ヲ、圓

滑且民主的ニ調整セシムル爲、労働

側、使用者側及ビ中立ノ各代表者ヨリ

要務ナリト認メタノデアリマス、斯カ

ル際聯合國最高司令官ヨリ政府ニ示サ

ス、以上申述ベマシタ諸點ヲ骨子トシ

テ、本労働組合法案ヲ立案致シタ次第

ツタコトハ、御承知ノ通リデアリマ

ス、蟲ニ昭和六年ノ第五十九帝國議會ニ於テハ政府提案ノ労働組合法案ヲ討

議致シマシテ、衆議院ヲ通過シタノデ

アリマシタガ、貴族院ニ於テ審議未

了トナリ、引續キ滿洲事變ノ勃發ニ

依ツテ労働組合ノ發達ガ阻害セラレ、

長スベキコト」ガ要請セラレタノデア

リマス、仍テ政府ハ朝野ノ専門的知識

經驗ヲ有スル人々ヲ以テ勞務法制定助

會ヲ組織致シマシテ、其ノ具體的成案

ノ作成ヲ求メタノデアリマス、然ル處

最近ツノ答申案ヲ得マシタノデ、之

ノ骨子トシテ労働組合法案ヲ作成シマ

シタ、以下其ノ要點ヲ申上ゲマスレ

バ、本法案ハ、第一ニ團結權ノ保障ニ

依リ労働者ノ地位ノ向上ヲ圖リ、經濟

ノ興隆ニ寄與スルコトヲ目的トシタコ

トデアリマス、第二ニ勞働組合ノ團體

依リ労働者ノ地位ノ向上ヲ圖リ、經濟

等ニシテ、正當ナルモノニハ、刑罰及

ノ警察取締規定ノ適用ヲ排除シ、又使

用者ニ於テ、労働者ガ前述ノ行爲ニ妨

害ヲ加ヘタリ、損害賠償ヲ要求スルコ

トハ出來ナイモノトシタ點デアリマ

ス、第三ニ組合ノ結成運営ハ成ルベク

自立的ニ行ハシメルト共ニ、其ノ經營

トデアリマス、第四ニ組合ト使用者ト

ノ間に結バ、労働協約ニハ、其ノ勞

働能率ニ向上ト産業平和ノ維持ノ上

シ、又相當ノ免稅ノ恩典ヲ與ヘテ、其ノ健全性ト永續性ヲ助成セムトシタコ

トデアリマス、第五ニ労働組合法中心

トスル労働ニ關スル諸般ノ問題ヲ、圓

滑且民主的ニ調整セシムル爲、労働

側、使用者側及ビ中立ノ各代表者ヨリ

○秋田三一君 私ハ本労働組合法案ノ

提出ニ當リマシテ、其ノ成立ノ曉、運

用如何ニ依リマシテハ、生産ニ大ナル

影響ヲ及シ、延イテハ我々民生ニ大ナ

ル關係ヲ齊スコトヲ深ク心配シ居リ

マス故ニ、此ノ點ニ關シマシテ、此

ノ機會ニ於テ總理大臣並ニ關係各大臣

ニ御達申上ゲタコトノデアリマ

ス、先づ第一ニ今後我國ハ如何ニシ

テ民生ノ安定向上ヲ圖ラムトスルヤト

云フ點デアリマス、中ス迄モナク我

國ハ遺憾ナガラ敗レタノデアリマス、

其ノ結果トシテ明治以來發展シ來ツタ

千島、臺灣、朝鮮、滿洲、樺太、支那

等ヨリ驅逐セラレマンテ、今ヤ幾多我

同胞ハ、多年築き上げタ事業、資產

ヲ捨テマシテ、丸裸トナツテ數百萬

將兵ト共ニ、食フヤ食ハズデ、或ハ貨

物船ニ、或ハ米國ノ上陸用舟艇ニ依ツ

テ、文字通り壽司詰トナツテ、日々此

ノ本土ニ送還セラレテ居ルノデアリマ

ス、昔人口四千萬ノ時代デモ既ニ困リ

果テ、『アメリカ』等ニ出稼ニ出稼ケ

タ此ノ日本ガ、四國、九州、本州、北

海道ノ四ツノ小サナ島ニ、八千萬ニ近

イ者ガ無理ヤリニ押送ヘサレ、抑鬱メ

ラマシテ、恰モ昨今電車ノ如ク、

中ニ居ル御互ハ駒ヲ押サレ、呼吸サヘ

出来ヌ迄ニ混雜ト窮迫ニ押説メラレテ
本ルノテアリマス、現實ニ食フコトハ
ニモ是ヲナイ儘カ二合三勺ニ食糧スラ
食ハシチャルト云フ當局ノ確言ハ興ヘ
ラレナインデアリマス、夜ナノ殺人
強盜ハ各所ニ出没シ、帝都ト云フニ日
暮レタラ最早歩ケヌト云フ物騒ナ
狀態ニナリマシタ、先日ノ如キハ苟モ
官吏ノ最高級タル勤任官ノ閑歷ノアル
者ガ、驛頭他人ノ食物ヲ盜ミ食フニヨ
ガ常習ニナツテ居ツタト云フ驚ケキ
事實サヘ新聞ニ載ツテ居ツタノニア
リマス、各人ハ國家所デハナイ、理
想所デモナイ、人生最後ノ生命保持ニ
汲々タル有様デアリマス、無論當局ハ
餓死ヲ免カル、策トシマシテハ、開墾
干拓或ハ農地調整等ニ有ラユル増産ノ
手ハ打タレマシタ、或ハ又「マッカ
サー」司令部ニ詔請シテ三百萬噸ノ食
糧輸入ニそ努力ヲ拂ハヒテ居リマス
ガ、併シ斯ンナコトデ結局我大和
民族ガ存續出來ルノデアリマセウカ、
無論科學ノ進歩ト人ノ努力ニ依リマシ
テ、國土ノ極度ノ開發ハ致シテ來テハ
居リマスルケレドモ、結局是ダケデヤ
リ切レルノデアリマセウカ、朝鮮ニ出
デ、滿洲、支那ニ出掛ケテ行ツナモセ
ス、是デヤリ切ツテ行クニハドウシナ
スモノ捌ケロヲ求ムルカ、大イニ効イ
ハ所謂貧乏人ノ子澤山デアリマス、食

ニ貿易ニ依ツテ衣食ヲ求ムルヨリ外ハ
ナイノデアリマス、元々資源ニハ貿易
ナ國デアリマス、是デヤリ抜クニハ眞
ニ命懸ケデヤラネバナラナイト思フノ
デアリマス、今ハ贊澤ヲ云フ時デハア
リマセヌ、子供ハ小僧ヤ女中ニヤッテ
モ活カシテ行カネバナリマセヌ、難儀
ナ話デハアリマスルガ、支那デ効カシ
テ貿フノモ結構デアリマセウ、「アメ
リカ」ヤ、南米、藻洲等廣漠タル人口
稀薄ナ所デ農業ヲヤラシテ貿フノモ結
構デアリマス、又南北極ト云ハズ、廣
イ海洋デ捕鯨ヤ其ノ他漁業ヲ許シテ貿
フノモ一簽デアルト思フノデアリマ
ス、若シ是等ガ出來ナイトスルナラ
バ、人道上許スベカラザルコトデアリ
マスケレドモ、嬰兒ノ犠殺スルカ、或
ハ可哀サウナラバ、家主辟スルト云フ
コトヨリ我ガ家ハ立ツチ行ク途ハナイ
ノデハナイデセウカ、滿員電車ノ解決
ハ切符ヲ制限スルカ、電車ヲ待發スル
ヨリ途ハナイノデアリマス、即チ國トナ
シテハ、移民ノ場所ヲ與ヘラル、カ、
自由ナ貿易ヲ許サル、カ、サモナケレ
バ消極的ニ人口ニ制限ヲ加フルカ、孰
レカ途ヲ求メナケレバナラナイト思フ
ノデアリマス、聯合國デハ、日本ヲ侵略
シ、封建的制度ヲ改廢シテ、只管民主
主義ヲ鼓吹シテ居リマス、最早戦フスル
アリマセウ、我々トシテハ平和ハ固ヨ
リ希求スル所デアリ、戦争ハドコ迄モ
シ、封建的制度ヲ改廢シテ、只管民主
主義ヲ鼓吹シテ居リマス、孰レモ可デ
意思ハ毛頭ナインデアリマスルカラシ
テ、戦争防止トナル是等ノ工作ハ固ヨ
リ否ムモノデハアリマセヌ、今ヤ寧ロ

ス、唯併シ是ノミテ戦争ハ根絶セラレ
ケレバ、永續ノ平和、國民福祉ノ問題
ハ解決付カヌト思フノデアリマス、此
ノ點總理大臣ハ如何御考ニナリマスル
カ、又曾テ此ノ點ヲ御主張ニナリ、或
ハ將來講和條約締ニ當リマシテ、主
張セラル、御意思ハエザイマセヌカ、
御伺ヒ致シタイト存ズルノデアリマ
ス、國ヨリ今日我國ハ戰争ヲヤツタ
ト云フ罪ガアルノデアリマスルカラ、
今前トシテ苦難ヲ嘗メサセラレ居ル
ノハ致シ方アリマセヌ、我々ハ既ニ
十分覺悟ハシテ居ルノデアリマス、
生キナガラ解剖臺上ニ上ツタ心持デ
「ス」ノ下サレルノヲ待ツテ居ルノデ
アリマス、次カラ次ト色々々指令ガヤ
ツテ來マス、誠ニ涙ガ出ル慘メサデア
リマス、併シ是モ聯合軍ガ我ニ謀スル
罰デアリ、又彼等ノ主張スル國民ノ救
ノ途トシテノ大手術トシテナラバ、痛
サヲ極ヘテ我慢スルヨリ他ナイノデア
リマス、否、我々ハ苦シイ中ニモ進ン
デ之ニ協力シテ居ルノデアリマス、是
ハ結局ニ於テ我國方悔ヒ改ムニ於
テハ、再び立派な國ニシテヤラウトノ
彼等ノ博愛心ヲ信ズルカラデアリマ
ス、政府ハ是非彼等ヲ信じ、國家ノ實
状ヲ懇ヘテ根本的ニ是等ノ難問題ヲ解
決セラレムコトヲ切望シテ已マヌモノ
デアリマス、第二ノ問題ハ此ノ多數ノ
國民ヲ食ハシテ行キ、其ノ生活ノ向上
ヲ圖ルニハ如何ナル方策ヲ以テスベキ
ヤト云フ點デアリマス、聯合國側デ
ハ、最初日本ヲ農業國トスルト云フコ
トデアリマシタ、今ヤ現實ノ問題ト致

シマシテ、我ガ國ハ好ムト好マザルト
ニ拘ラズ、目光食フ爲ニ、國ヲ學ゲ
テ、農業ニ關心ヲ持チ、又全力ヲ擧ダ
テ居ル形デアリマス、國民各自ハ食ヲ
爲ニ猫ノ類ノヤウナ小サイ處、道路ノ
側迄耕作シテ、或ハ諸タ作リ、或ハ野菜
ヲ作リ、以前工賃務者デアツタ者ス
ヲ工場復讐ヲ拒ンデ、地方ニ行クテ食
物ノ手近デ暮シテ居ルヤウナ有様デア
リマス、併シ斯ウシタコトダケデ大和
民族ガ濟マサレルノニアリマヒウカ、
「マッカーサー」司令部ヨリ農民ノ奴隸制
的立場ヨリ解放セヨト指令ハ出マシタ
ケレドモ、農業タケヲ以テシテハ、多
クノ國民ハ決シテ奴隸的生活カラ脱ハ
ルコトハ出来ナイノニアリマス、現ニ
今年モ米產ガ足ラズ、外來輸入ヲ許可
セラレルト致シマシテモ、既ニ見返リ
品ノ輸出ニ因縁シテ居ル攻撃デアリマ
ス、單ニ金糧ノ面カラノ見返リグケデモ
ソ、此ノ猿イ國土ニ八千萬ニ近イ者ガ
生活シテ行ク爲ニハ、年々相當ノ食糧
ヲ海外ニ仰ギヨリ外ハナイノニアリマ
シテ、是等輸入食糧ノ見返リグケデモ
既ニ工業品生産ノ必要ハアリマスル
ガ、此ノ他、民生活ノ内上ヲ國ラムト
スルナラバ、ドウシテモヤマツ盛ニ
シ、貿易ヲ振シ、併ニテ外貨獲得ノ
爲ニモ我國特殊ノ發展ヲ達ダヌ事無
ノ復活シ、又海運漁業ノ發展ニ努力シ
ナケレバナラナイノニアリマス、即チ
我ガ國ハ農業ノミデハ立行カヌノデア
リマス、人ニイ工業、貿易、海運、漁業
ツダム、實業並ニ賠償ノ責ヲ履行シテ
行クナラバ、體念國側ト致シマシテモ、
十分認メテ吳レルト思ノンニアリマス

ガ、政府ノ御所見ハ如何アリマセウカ、以上ハ將來ニ對スル國家ノ大方策デアリマスルガ、取敢スノ急務ト致シテモ、現今國民ノ生活ハ餘リニ儻メデアリマス、儀死線上ヲ彷徨シテ居ハドウデアリマスカ、ソレ以上今問題トスル餘裕ハナク、殆ド唯食ヲコトニノ體懶シテハ居リマスルケレドモ、衣服ハドウデアリマスカ、衛生ハドウデアリマスカ、更ニ交渉其ノ他文化設備ハドウデアリヌカ、物質的國民生活ノ總テガ水年ノ體調ニ依リマシテ全面的ニ破壊セラレテ、國民ハ全ク最下等ノ生活ヲシテ居ルノデアリマス、我々ハ我々ノ努力ニ依ツテ一日モ早ク生活ヲ水準迄復シナケレバナラナイノデアリマス、此ノ爲ニハ何トシテモ第一ニ生産ヲヤラズネバナリマセス、產業ノ復舊ヲシナケレバナラナイノデアリマス、幸ニ「マッカーサー」司令部デモ農地ノ生産ハ認ムルノミナラズ、未だ迄シテ居ルノニアリマス、然ルニ現在ノ我が國生産状態ハ如何デアリマセウカ、終戦後旱魃簡月經過シテ居リマスルノニ、何ニツ生産シテ居ナイデハアリマセヌカ、其種產業タル石炭生産ノ如キモ減退ノ如リ國民生活ヲ脅スモノトシテ、遂ニ「マッカーサー」司令部ヨリ警告迄受ケタコトハ我々日本國民トシテ誠ニ汗顏ニ堪ヘナイ次第デアリマス、政府ハ此ノ生産不振、產業界ノ愈業ノ復興ヲ爲ハ其ノ向上ニ寄與シナケレバナラヌトメルノデアリマスカ、私ハ一日モ速力ニ思フノデアリマス、先づ其ノ愈業ノ原

因フ探究竟シテ見マスルノニ、原因ノ一
ヲ勞働力ノ不足ニ挙ガナケレバナラ
ナイト思フノデアリマス、今ヤ勞務給
酒ニ適スル元氣旺盛ナル男子ダケデ
モ、軍人ノ復員ヤ徵用工ノ解除等ニ依
リマシテ十二分デアリマス、今ヤ寧ロ
問題トナツテ居ルノハ失業對策デアル
位デアリマス、然ルニ生產不振ノ第一
原因ヲ、勞働力ノ不足ニ指サルヲ得
ナイト云フ悲シムベキ所也ハ、實ニ此
ノ勞務適格者ノ勤勞意欲缺如デアリマ
ス、勤勞意欲缺如ノ原因ト致シマシテ
ハ、終戦後ノ一時的休養ノ念モアリマ
セウ、退職金ニ依リ當分効カズトモ食
ヘルト云フ懷具合ノ良イノニモ依ルデ
アリマセウ、併シナガラ終戦後四箇月
ニナツタ今日、何ト言ツテモ一番大キ
ナ原因ハ、都會ニ出テ拗イテハ腹ガ減
ツテヤリ切レナイ、少々貢金ヲ貢ツテ
モ食ツテ行ケナイト云フノガ最大ノ原
因デアリマス、之ヲ何トカシナケレ
バ、勞働適格者ハ幾ラ居ツテモ、今日
石炭礦夫デ困ツテ居ルガ如ク、決シテ
容易ニ勞働者ヲ獲得出来ルモノデハア
リマセヌ、從ツテ此ノ儘デ產業ノ滑出
シハ期待出來ナイノデアリマス、政府
トシテハ此ノ點既ニ十分御承知ノコト
デアリマシテ、對策ハ講ジヨウト努力
ハシテ居ラレマスルケレドモ、何トシ
テモ無イ袖ハ振レナイノデアル、然ラ
ベ致シ方ナイトシテ此ノ儘放ツテ置イ
チ宜イデアリマセウカ、見返物資ノ
不足ニ依ツテ外米ハ入ツチ來ナイカモ
知レマセヌ、即チ今日ノ工業勞働者
ハ、農家ガ米ヲ作ル同様ニ、國家國
民ニ對スル道徳的ノ義務ガアルノデア
リマシテ、單り彼等ノ我ガ儘勝手ヲ許

サヌ問題デアリマス、私ハ此ノ際官民一體トナリ、一大國民運動ヲ起シテ、勞働適格者ノ自覺ヲ促シ、各自働くクトニ依ツテ、先づ産業ノ溝出シヲ致タイト思フノデアリマス、私ハ最近「アメリカ」兵ノ進駐ニ依リマシテ、著シク感ジタコトデアリマスガ、彼等ハ表裏ナク能ク勤勉スルコトデアリマス、驚クベキ機械ヲ使用スルコトデアリマスガ、之ヲ又一人デ既日向ナク能ク操縦シテ働イテ居リマス、彼等ハ勤務時間中決シテダラノヽシナイノミナラズ、時間一杯働イテ居ルノデアリマス、我ガ國ノ勞働者ガ勤トモスルトダラダラトナリ、終業時間前ヨリ仕事ヲ切上ゲテ歸リ仕度ラスルナドト比較シマスルト、勤勞ノ内容ニ於テ大ナル差異ガアルト、思フノデアリマス、彼等ハ日本人ヲ見テ、日本ニハ何故コンナニ怠ケ者ガ多イカト疎イテ居ルト云々話を聞イタノデアリマスガ、サモアルベシト恥シク存ズル次第デアリマス、資源豊富ニシテ、資本十分ナル「アメリカ」ニシテ尙且此ノ勤勞ガアリマス、我ガ貧弱ナル農業設備ニシテ、而モ此ノ不徹底ナル勞働ヲ以テシテハ、如何ニ悔ンデモ生産ニ於テ破レヲ取ルコトハ何人モ首肯スルニ難クナイ所デ、我ノ大ニ注意シナケレバナラナイ所デアリマス、産業農業ノ第二ノ原因トナリ所ハ、企業轉換ハ致シマシテモ、致シマシテハ、企業家、資本家ノ企業勞務ノ不足、原料、資材ノ入手困難デアリマス、中デモ大ナル原因ハ、前途見透シノ付カザルコトデアリマス、先般「アメリカ」ノ賠償委員タル「ボレー」大使ガ工農設備ノ賠償充當方針

ヲ 説明致シタコトダケヲ見マシテモ、
將來我々ノ進ムベキ途ヲ示サレタヤウ
シタナラバ、茲ニ愈々再出發ノ車ハ滑
出スノデアラウト思ソノデアリマス、
政府ハ速カニ講和條件提示ヲ懇請シ、
我等ノ行クヘキ途ヲ明示シテ貰フ意願
ハアリマセヌカ、政府ハ戰後財政處理
ノ一方法トシテ、相當強度ノ戰時利得
稅、財產稅ヲ賦課セラル、ノ御方針ノ
ヤウデアリマスルガ、速カニ健全財政
ニ立戻ツテ正常ナル經濟狀態ニ復歸
シマスコトハ誠ニ結構ナコトト思フノ
デアリマスガ、「インフレ」傾向急激
増大ノ折納、一日モ速カニ實行スベキ
デアリマス、若シ之ニ時日ヲ要スルト
セバ、取扱ス通貨對策ヲ講ゼラレルヨ
トガ、今日各種貨銀值上ゲノ要求ガアリ
リ、產業苦難ノ折柄一層重要ト思フノ
デアリマス、唯茲ニ特ニ考ヘルベキヨ
トハ、生產資金ノ問題デアリマス、角
ヲ矯ヌムトシテ牛ヲ殺シテハナリマセ
ヌ、今ヤ企業家ハ窮屈工業ノ補償問題
題、在外資金ノ凍結、或ハ補償ノ不安
等ニ依ツテ資金ハ相當ニ苦シタツテ
居ルノデアリマス、此ノ點十分留意シ
テ戴イテ、同時ニ企業家ハ勤キ甲
斐ガアルト云フコトガ企業意
慾ノ本デアルノデアリマスカ
ラ、徵稅ハ大幅デモ差支ハアリ
マセヌケレドモ、一回切りデ之ヲ打切
ツテ、其ノ後効ク者ニ對シテハ十分効
キ甲斐ノアルヤウニ致スコトガ絕對叶
要デアルノデアリマス、尙昨今ノ貨銀
値上グ運動ハ、物價圓ヨリ誠ニ已ムヲ
得ヌコトデハアリマスガ、若シ之ヲ認

ムルトセバ、企業者ハ當然之ヲ期品ト
轉嫁シ、消費者ニ振向タルノ途ヲ取リ
デアリマセウカラシテ、結局御禪ラ
生ジ、「インフレ」ヲ促進スルコトト
ナルト思ノノデアリマスガ、是等ニ關
シ、大駿當局ハ如何御考ニナツテ居
マスルカ、抑々企業家ラシテ十分ニ
能ヲ發揮シ、產業ヲ隆昌ナサシムル爲
ニハ、何トシテモ經濟自由ノ原則ノ下
ニ、各自ノ企業意慾ノ阻止スルモノノ
排除シマシテ、十分ニ其ノ得意トスル
創意、才腕、技能ヲ發揮セシムルニアリ
リマシテ、其ノ企業意慾ノ根源ハ實ニ
利潤追求ノ一事ニアルノデアリマス、
然ルニ或ハ價格協定、經理統制等ニ
依リマシテ、利潤ヲ分配ヲ抑ヘ、或ハ
又勞働組合法ノ制定ニ依リマシテ勞務
者ニ高賃金ヲ支拂ハシムラナドト云ム
コトハ、サナクトモ事業ハ困難トナリ、
リ、危險性ハ多ク、近キ將來テフレ
ノ處サヘアル時分ニ於テ、企業家ラ
シテハ最モ慎重ヲ要スル際ニ、疊ガ力
バ稅金デ抑ヘ、一面勞務者ヨリハ階級
闘争ニ依ヅテ攻撃ヲ受タルヤウナコト
デアリマシテハ、決シテ企業ハ興ルモ
ノデハアリマセヌ、此ノ點社會政策策ト
産業發展トハ相容レナインモノガアルト
思フノデアリマスガ、商工大臣ハ我が
國ノ日下ノ狀態ト致シマシテ、此ノ弊
レニ重キヲ置イテ考ヘラル、カ、御所
見ヲ伺ヒタイト思ノノデアリマス、然
ニ私ノ本宗ニ對シテ不審ト致シテ居
マス所ハ、十二條ノ原案デハ、勞働團體
ハ、組合又ハ組合員ハ爭議ニ依ル賃借
責任ヲ免カレルコトハ出來ナカツタノ
ニ付スル旨ノ定メアル場合ニ於テ、此
ノ規定ニ違反シテ罷業等ヲ行ツタ場合
ハ、組合又ハ組合員ハ争議ニ依ル賃借

テアリマスルガ、此處ニ出マシタ本案ニ於キマシテハ、此ノ事ヲ規定シタ但ノデアリマスルガ、是ハ今日勞働爭議書ノ一項ヲ削除シテ、如何ナル場合ニ於テモ組合又ハ組合員ハ爭議ニ依ル損害賠償ノ責任ガナイコトニナツテ居ルノデアリマスルガ、是ハ今日勞働爭議當局ノ御說明ヲ願ヒタイト思フノデアリマス、最後ニ私ハ本組合法ト失業トノ關係ニ付テ伺ヒタイノデアリマス、我ガ國産業ハ敗戦ノ結果トシテ、將來當分關稅等ノ特別保護ヲ受タルコトハ期待困難デアリマシテ、ドコ迄モ不利ナル世界市場テ抵當鬪闘シテ行カネバナラナイト想フノデアリマス、而シテ此ノ競争ニ打克ツテコソ、初メテ我が平和國家ノ建設ガ出來、國民生活ノ向上ガ圖ラレルノデアリマスルガ、萬二之ニ敗れマシタナラバ、市場ヲ逐ハレ、產業ハ萎靡シ、企業者、勞働者共ニ貧窮ニ陥ルノデアリマス、此ノ市場競争ノ爲ニハ、ドウシテモ生產條件ヲ良好ニシナケレバナラナイノデアリマス、其ノ爲ニハ追シキ資本ヲ擁護シ、蓄積増大シナケレバナラナイノデアリマス、此ノ爲又企業意願ヲ盛ナラシム、又資本家ヲ擁護シナクテハナリマセヌガ、一面労務ノ面ニ於キマシテモ之ヲ尊重シ、待遇改善ヲ致シマシテ能率ヲ向上サスコトガ、結局質的ニハ勞力ヲ節約シ、資金ヲ削安トスルモノデアリマスガ、結果トシテ一般ニハ勞力ハ過剩トナリ、所謂失業者ハ愈々増大スル傾向ヲ免カレヌト思フノデアリマス、政府ハ失業保険制度ヲ設クルノ意恩ガアリマスカ、又產業不振、財政懸

新見タ伺ヒタトイ思フノデアリマス、
之ヲ要シマスルニ我ガ國ハ貧乏國デア
リマス、物ガナイノデアリマス、ナイ
中デ如何ニ立派ナ勞働組合法ヲ作ツテ
勤勞大衆ノ生活同上ヲ圖ラウト致シマ
シテモ、徒ニ少い御ヲ相手ツテ毎ヒ合
フニ過ギナインデアリマス、ドコ迄行
カテモ誰カハ腹足足リナイノデアリマ
ス、腹ガ減リ、生活ノ安定ナクシテ何
ソ民主デアリ、何ノ平和デアリマセ
ウカ、此ノ儘デハ決シテ政治、經濟、
民生ノ安定ハナイノデアリマス、私ハ此
モ、前申シマシタ通り、此ノ際ドウ
シテモ内ニハ勞資相成メ、兄弟情ニ闊
グコトナク、相助ケ相謀シテ、外賄も攻
側ニ向ツテハ、我ガ人口廻ルノ解決策
ヲ懇願スルヨリ他ナイト主張スル所以
デアリマス、私ノ質問ヲ終リマス（拍
手）

テ、之が解決ニ必要ナル手段ヲ執リタ
シテモ、全部打明ケマシテ皆様ニ懇懃
テ居ル次第アリマス、今日ハ誠ニ我
ガ國ハ窮境ノ下ニアルト思ヒマ
ス、併シナガラ前途ハ決シテ時間ズハ
モ高マツテ行クヤウナ新日本ノ建設ガ
爲シ遂ゲラレルト云フ、私ハ必ずサウ
云フ時期ガ來ルト確信致シテ居リマ
ス、私ハ大體ノ私等ノ考ヘテ居リマス
ル所ヲ申上ゲタノデアリマシテ、其ノ
他ノ問題ニ付キマシテハ、同僚カラ更
ニ御説明申上ダトイ存マス
〔國務大臣岸田均君登壇〕
○國務大臣（岸田均君）　只今法案第十一
二條ノ原案ト今回訂正致シマシタモノノ
トノ間ノ差異ノ點ヲ御指摘ニナリマシ
テ、本法案ニハ「同盟罷業其ノ他ノ争
議行爲ニシテ正當ナルモノニ因リ損害
ヲ受ケタルノ故ヲ以テ勞働組合又ハ其
ノ組合員ニ對シ賠償ヲ請求スルコトヲ
得ズ」トナツテ居ルガ、審議會ノ原案
ニハ、其ノ下ニ但シ争議行爲ガ勞働協
約ノ定ニ反シテ爲サレタルトキハ損害
賠償ヲ請求スルコトヲ得ル旨ノ規定ガ
アツタ、之ヲ削除シタ經過ハドウ云フ
コトデアルカト云フ御質問デアリマ
ス、但書ヲ取リマシタ理由ハ、雙方ノ
協約ヲ以テ斯様な場合ニハ損害賠償ヲ
支拂フベキ義務アリト決メルコトガ出
來ルノデアリマスカラ、其ノ協約ニ
イテ何時デモ損害賠償ヲ請求スルコト
ガ出來ルノデアリマス、左様ニ協約ノ

自由ガ認メテアル限り、特ニ本條ニ但書ヲ附加ヘル必要ガナイ、斯ウ云フ意味デアリマス、改使用者側ハ場合ニ依ル場合ニ勞働者側ガ工場閉鎖ノ理由ヲ以テ使用人ニ損害賠償ヲ訴ヘルコトガ出来ナインデアリマスカラ、勞働者側ニ於テモ正當ナル同盟罷業行爲ヲ行ツタ場合ニ、使用者カラ損害賠償ノ請求ヲ受ケナイ、斯様ニ規定致シマシテ、兩者ノ均衡ヲ保タンタ理由デアリマス。

〔國務大臣子爵瀧澤義三著〕
○國務大臣子爵瀧澤義三著 御答ヲ
申上ダマス、現時局下ハ有ラユル面ニ於キマシテ強イ矛盾ガ互ニ強烈ニ錯雜シテ居ルノデアリマシテ、其ノ歴史ニ於キマシ異常ナ混亂ヲ示シテ居ルコトハ御承知ノ通りデイザイマス、戰時経済ト致シマシテ、資金關係カラ申シマスト、一應賀屋大藏大臣ガ曾ツテ申サレマシタ如クニ、使ヘル金ト使ヘナイ金ニ分ケタノデアリマス、使ヘル全軍需ニ廻シ、軍需以外ニ民需ヲ抑ヘタ金ハ全部使ヘナイ金トシテ封鎖シタ謂デアリマス、終戦後軍需ト云フコトガ全クナクナリ、而モ大キナ發注者ガ突然消滅シ有ラユル物ガ民需トシテ考ヘラレタ時ニ、理論的ニ曾ツテ使ヘナイ金ガ全部使ヘルモノニナツタ云フコトハ言ヘルノデアリマスガ、同時ニ不幸ニシテ物ソレ自身ガ非常ニ不足ヲ來シテ居ルト云フノガ現在ノ状況從ツテ現在ノ日本ノ状態ハ所謂質ノナダト存ジマス、而モ八年ニ瓦ル戰争ノ結果、有ラユル資材、又國民ノ財物ハイ金ガ非常ニ多クナリ、物ト金トガ極端ニ乖離シテ居ルト云フ狀態デゴザ

マヌス、ノミナラズ不善ナコトニハ存ジテ居リ
事情ガ非常ニ惡イ、インフレーション
ン」ハ根本原因ハ何處迄モ本質的ニハ
財政ノ破綻ダト私ハ存ジテ居リ
マヌガ、併シ現象的ニ見テ起ル
コトハ、矢張リ物ノ不足ガ大キ
ナ強イ説因デアルト思ヒマス、現在ハ
財政面ニ於テ大キナ問題ガアルト同時
ニ、モット大切ナ食糧面ノ缺乏ト云フ
コトニ依ツチ、此ノ「インフレーション
ン」ノ速度ガ相當ニ強ク掛クチ居ルト
云フ状況デゴザイマス、此ノ儘ニ居置
致シマスレバ、財政ハ破綻スル、其ノ
時ニ本當ノ悪性ノ「インフレーション
ガ來ルトナレバ、セウ国民全部ガ其ノ
爲ニ倒レテシマフコトニナルト云フコ
トハ、ハツキリシタ喜びデアリマス、
之ヲ如何ニシテ食ヒ止メルカ、之ニ如
何ニシテ挑戦スルカト云フコトハ、強
烈ナル「デフレーション」ノ蔓ノ入レマ
シテ、恰モ肺炎ニ對シテ「ベニシリゾ」
ヲ刺スガ如ギ效果ヲ擧ゲナケレバナラ
ナイノデアリマス、其ノ意味ニ於キマ
シデ考ヘラレタノガツノ財産税ト云
フ問題デアリマス、財産税其ノモノハ
決シテ良イ税トハ存ジマセマ、殊ニソ
レガ徵稅ノ如何ニ依リマシテハ、非常
ニ惡イ税ニナルト云フコトモ承知シテ
居リマスシ、又斯カル税ヲ掛ケルト云
フコトソレ自身ニ付キマシテモ、實ニ
苦慮ヲ致シタ次第デアリマス、競争相
互利マスシ、又斯カル税トハ別ニア
戦争ノ結果特別ニ利潤ヲ獲得シタ者力
ラ、此ノ不公平マルミ外地カラ深く譯
ニ對シマシテ、其ノ懶黙ツテ體々譯ニ
ナソテ歸ツテ來ル人モアル、家ヲ燒カ
レテ困ツチ居ル方ガアル、此ノ不公平

行カヌト云ツタヤウナ公平感、ソレガ
可ナリ大キク効イテ居ル問題アリマ
ス、其ノ意味ニ於キマシテ戦争利得税
ハ、戦争ノ利得ヲ吸収スルト云フノガ
目的デゴザイマスガ、財産税ハ、單ナ
ル公平ダケデナク、一ツノ財政的ナ措
置デアリマス、財政ヲ健全ナラシムル
措置デアリマシテ、從ツテ「インフレー
ション」ニ對スル大キナ手術ニナル
ノデアリマス、而そ其ノ狙ヒハ、單ニ
財政ノ均衡ヲ得ルト云フコトダケデナ
シニ、一ツノ含ミトシテノ大キナ狙ヒ
ハ、物價ノ安定デゴザイマス、結局今
後ノ、只今秋田サンノ仰セラレマシタ
今後ノ生産ヲ復活セゼルト云フコト
ハ、絶対必須條件デゴザイマスガ、現
在ノ狀況ニ於テ生産ノ復活ハ單純ニハ
居ツタ得ナインデアリマス、戦争中ニ強
イ統制ヲ以テ公定價格ヲ決メ、サウシ
テ有ラユル統制ヲシタノデアリマス
ガ、統制ソレ自身ガ悪カツタノデハナ
イト存ジマスガ、其ノ實施ノ方法、或
ハ運營ニ於テ非常ニマヅカツタ點ガ多
カツタ爲ニ、終戦前ニハ多少此ノ點ハ
亂レタノデアリマスガ、終戦後ニ於キ
マシテハ、全ク是方體系竝ニ水準ガ刷
レテシマツテ、即チ物價ノ^{新規}系モナク
ナツタシ、水準モナクナツテシマツ
タ、之ヲドウシテモ樹テ直サナケレバ
ナラナインデアリマス、併シソレニハ
統制ガ矢張リ大キナ意味デ必要ダト私
ハ存ジテ居リマス、唯餘リニ統制ノ拙
劣サカラ、又長イ統制カラ、終戦後澎
湃トシテ起リマシタ統制ノ弊ヲ外セト
云フ氣分ト云フモノハ可ナリ強カツタ
ノデアリマス、事實其ノ意味ニ於キ
シテ相當ノ弊ツ外シテ參ツテ居リマ
ス、又事實、前ノ統制ノ弊デ此ノ生産ガ

出来ルト云フコトハ考ヘラレナイノデ
アリマス、從ヒマシテ現ニ於キマシテ
ハ、其ノ統制ヲ一時又程度控シシテ、
次ノ段階ニ於ケル水準、體系ヲ樹立シ
ナケレバナラヌト云フノガ日下ノ急務
ダト存ジマス、且下ソレニ對スル研究、
ト申シマスカ、探リノ入レテ居ル時代
ダトモ中セルト思ノノデアリマス、而
モ其ノ水準ノ決メ方ト云フモノハ、概
ネ食糧ノ値段へ有ラユル物ヲ體系付ケ
テ行クト云フノガ最モ妥當ダト考ヘチ
居ル次第第ゴザイマス、而モソレニ對
シマシテノ人キナ掩護射擊トシテ考ヘ
ラレマスノガ財產院ニアリマス、サウ
シテソニコニ物價ノ安定タ見テ、初メテ
生産ノ復活ト云フコトガ本格的ニ存ハ
レルト考ヘテ居リマス、併シ先程角ヲ
羅メテ牛ノ殺スコトガアツテハナラズ
ト仰セラレマシタコトハ、誠ニ至急デ
アリマス、財產稅ノ方法如何ニ依リマシ
テハ、確カニ牛ノ殺スト云フコトガナ
イトハ限リマセス、其ノ點ニ付キマシ
テハ、政府ト致シマシテハ、深甚ナル注
意ヲ拂ツテ居ル之第アリマス、昨日
モ申上ダタノデアリマスガ、手術ハ成
功シタガ病人ハ死ンダト云フノデハ何
ニモナラナインデアリマシテ、何處迄モ
此ノ八年間相當ノ痛手ヲ蒙り、疲労切
フタ病人ノ、而モ其ノ體内ノ極メ度悪
性ノ病菌ヲ取除キ、病氣ヲ治シマシテ
後、再び非常ニ愉快ナ健康ナ體ニナツ
テ、全世界全體ニ對シテ活躍ガ出來ナケ
レバ何ニモナラナインデアリマス、其
ノ意味ニ於キマシテ、政府ト致シマシ
テハ、十分ニ注意致シテ居ル積リテ
ゴザイマス、殊ニ生産資金ノ問題ニ對
シテ御注意ガザイマシタガ、此ノ點
ニ付キマシテモ、其ノ意味ニ於キマシ
テ注意致シテ居ル積リテゴザイマ
ス、物價ノ對策ト致シテ此ノ問題ガ大
キナ支柱トナツテ、サウシテソレ後
精ニ致シマシテ、急速ニ物價ニ對シマ
スル對策ヲ立テ、惡循環ヨシナイヤウ
ニ我々トシテハ何處迄モ正面カラヅツ

次第デゴザイマス、失業保険ノヤル財政的ノ基礎ヲ持ツカト云フ御話デゴザイマシタガ、此ノ點ニ付キマシテハ、此ノ失業保険ノ規模、並ニ形態、對象其ノ他ニ付キマシテ目下厚生省ニ於テ十分ニ研究中デゴザイマス、之ニ依リマシテ、其ノ問題が色々ニ變ツテ來る事存ジマス、マダ其ノ點ハ政府トシマシテハ、シテ研究中ナノデアリマシテ、茲ニハツキリシタコトヲ申上ガルコトヲ得マシテ、セスコトハ、御許ヲ願ヒタモト存ジマス、大體ノ御答ヲ申上ゲマス
○議長（公爵德川國順君） 木暮政務次官

〔政府委員木暮武太夫君登壇〕
○政府委員木暮武太夫君（登壇）大臣ハ豫算委員會付質疑ヲ受ケテ居るマス爲ニ、私ガ代リマシテ只今ノ秋田サンノ御質疑ニ對シマシテ御答辯申上ゲマス、御満足ノ行キマセヌ點ガアリマシタラ、又他ノ機會ニ商工大臣カラ補足シテ御答辯ヲ申上げルコトニ致シマス、只今御質疑ノアリマシタモノ御意見ノ通リニ、日本ガ農業バカリデ食ベテ行ケナイト云フコトハ當然デゴザイマス、農業ダケデ吸收シ得ル人口ト云フモノハ相當ノ限度ノアルコトモ既ニ定論ノアル所デゴザイマスノデ、我ガ國ノ今後ノ產業ノアリ方ト致シマシテハ、食糧ノ輸入致シマスル爲ノ見返り物貿ノ生產、之ヲ輸出ノ爲ニ貿易ト云フヤウナコトニ食糧増産ト同種點ヲ置キテ、農耕工ノ均整ノ取扱タ産業ノアリ方ヲ執ツテ行カナケレバ、ナラスト考へテ居ル次第アリマス、又勞働組合法サ出來テ争議ガ頻發ヘル事云ノヤウナコトハ、仕事ニ携ツテ居ル人達ノ企業心ヲ喚起サセテ、産業ガ興ラナイデハナイカト云フヤウナ御質疑ガゴザイマシタガ、今後ニ於キマシテ民主主義、自由主義ヲ能ク理解シテ居ル所ノ企業家ノ人達ハ、恐らくハ從来アリマシタ勤労者ノ極端ヲ取除ク程

度ノ勞動組合法ガ成立致シマシテ、堅實ナル勞動組合ガ出来テ、サウシテ責任ノアル人達ト企業者ノ間デ團體協約ニ依ツテ勞働條件、其ノ他ガ決定致シマスルコトヲ喜ロ喜ンデ居ルノデハナイカト我々ハ考ヘル次第アリマス、勞働組合法ガ出来テ、併全ナル勞動組合ガ出来テ、サウシテ團體協約ニ依ツテ事前ニ色々ノ話合が出来マシタナラバ、恐ラク各國ノ例ノ如ク會議ニ至ラズシテ問題ガ解決スルヤウナコトガ、今後ハ多インデハナイカト云ノコトヲ政府トシテハ期待シテ居ルヤウナ次第デゴザイマシテ、此ノ點ニ付キマシテ理解アル企業家ノ企業心ノ萎縮サセリト云フヤウナコトハ、先ヅアルマイト我々ハ考ヘテ居ル次第アリマス、加ヘマスノルニ、色々戰時中企業心ノ萎縮縮小セタ様相デアリマス統制法規ヲ成ルベタ大幅ニ撤廃ヲ致ヘコトニ政府ハ努メテ居リマスノ、今後ハ企業心ヲ旺盛ナラシムルコトガ出来ルデアラウト、斯ウ云フ風ニ考ヘテ居ル次第アリマス

ス、現在人口調節ノ方策トシテ産兒制限ヲ認メル意思ガアルカナイカト云フ
御質問デアリマス、御承知ノ通りニ、
産兒制限ハ理窟トシテハ極メテ理解シ
易イモノデアリマシテ、人心ニ受入レ
ラレルコトモ極メテ容易ニ且迅速ニ解消
レル處レガアルト思ヒマス、且度出生
率ガ減少スル傾向ニナツツ場合ニハ、
如何民族モ之ヲ人増加ノ傾向
ニ回復スルコトガ困難デアル事實ハ、
既ニ「フランス」、「スウェーデン」、「デ
ンマーク」、「イギリス」等ノ例ニ依ツ
テ御承知ノ通りデアリマス、従ツテ今
ニヨ時代、人口ガ過剰デアルカラト言
ツテ直グニ政府ガ公然ト産兒制限ヲ認
メルコトハ、慎重ニ考慮ヲ要スルコト
ト存ジマス、更ニモウ一つ點タ産兒
制限ヲ行フト致シマシテ、兎角逆効
汰ノ現象ガ行ハレ易イト云ノ點デアリ
マス、具體的ニ申シマスルナラバ、精
神缺陷者ノ如キ、或ハ精神病患者ノ如
キ、斯様人々ハ容易ニ産兒制限ヲ實
行致シマセス、其ノ結果惡ナル者ノ
子孫ガ増加シテ、良質ナル子孫ガ減退
難モ痛切ニ感シラテ居リマスガ、失
業問題竝ニ食糧難ノ対策トシテ、産兒
制限ガ果シテ有效デアルカドウカ考ヘ
マスルト、今生レタバカリノ子供ハ、
一年二年ノ間多量ノ食糧ヲ必要トシ
イノデアリマス、又二年二年ノ生レタ
バカリノ子供ニ對シテハ、失業対策ヲ
講ズル必要モナインデアリマシテ、產
兒制限ノ結果ガ直ニ失業問題ノ對
策、若シクハ食糧難ノ対策ニ多ク合
スル所ガナイヤウニモ考ヘラレルノデ
アリマス、是等ノ理由ニ依リマシテ、
現在ノ處、政府ハ産兒制限ヲ公然ト認
メルコトヲ考ヘテ居ナイ譯デアリマス
○秋田三一君 私ハ只今ノ厚生大臣ノ
御答辯ニ満足致スノデアリマス、之ヲ

| | |
|--------------|------------------------------------|
| ○子爵秋田重季君 | 賛成 |
| ○議長(公爵徳川國順君) | 戸澤子博ノ ト認メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致 サセマス |
| 〔寺光書記官朗讀〕 | |
| 勞働組合法案特別委員 | |
| 公爵岩倉 具榮君 | 侯爵徳川 賴貞君 |
| 侯爵中山 輔親君 | 伯爵橋本 實妻君 |
| 子爵立花 種忠君 | 子爵秋元 春朝君 |
| 子爵梅園 鑑彦君 | 子爵萬本 正得君 |
| 吉田 茂君 | 下條 康鳳君 |
| 男爵肝付 兼英君 | 河原田稼吉君 |
| 男爵村田 保定君 | 男爵久保田敬一君 |
| 長岡隆一郎君 | 男爵八代五郎造君 |
| 龍川 優作君 | 西乙君 |
| 松本勝太郎君 | 松木健次郎君 |
| 秋田 三一君 | 河西農太郎君 奥 主一郎君 |

| | |
|---|---|
| 二 漁業ノ整備發達ニ關スル施設 | 二 水產動植物ノ繁殖保護、漁場 ノ利用其ノ會員ノ漁業生産ノ 確保強化ニ關スル施設 |
| 三 船泊、船揚場、漁礁等之ノ他會 員ノ漁業ニ必要ナル設備ニ關ス ル施設 | 三 船泊、船揚場、漁礁等之ノ他會 員ノ漁業ニ必要ナル設備ニ關ス ル施設 |
| 四 會員ノ遭難防止又ハ遭難救恤 ニ關スル施設 | 四 會員ノ遭難防止又ハ遭難救恤 ニ關スル施設 |
| 五 會員ノ福利増進ニ關スル施設 | 五 會員ノ福利増進ニ關スル施設 |
| 六 會員ノ漁獲物其ノ佔ノ生産物 ノ加工、保管、運搬又ハ販賣三 關スル施設 | 六 會員ノ漁獲物其ノ佔ノ生産物 ノ加工、保管、運搬又H販賣三 關スル施設 |
| 七 會員ニ必要ナル物ノ供給若ハ 資金ノ貸付又ハ會員ノ賃金ノ受 入ニ關スル施設 | 七 會員ニ必要ナル物ノ供給若ハ 資金ノ貸付又H會員ノ賃金ノ受 入ニ關スル施設 |
| 八 前各號ノ事業ニ附帶スル事業 | 八 前各號ノ事業ニ附帶スル事業 |
| 第十九條 第二十九條第一項中「及第一號」ヲ削 置ク | 第十九條 第二十九條第一項中「及第一號」ヲ削 除 |
| 第二十條 第二十四條及第二十五條 削除 | 第二十條 第二十四條及第二十五條 削除 |
| 第三十條 理事及監事ハ總會ニ於テ 會員又ハ會員タル法人ノ役員ノ中 ヨリ之ヲ選任ス但シ設立當時ノ理 事及監事ハ創立總會ニ於テ會員タ ルベキ者又ハ會員タルベキ法人ノ 役員ノ中ヨリ之ヲ選任スペシ | 第三十條 理事及監事ハ總會ニ於テ 會員又ハ會員タル法人ノ役員ノ中 ヨリ之ヲ選任ス但シ設立當時ノ理 事及監事ハ創立總會ニ於テ會員タ ルベキ者又ハ會員タルベキ法人ノ 役員ノ中ヨリ之ヲ選任ス |
| 特別ノ事由アルトキハ理事又ハ監事 ハ前項ノ規定ニ該當セザル者ノ中 ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得 | 特別ノ事由アルトキハ理事又H監事 ハ前項ノ規定ニ該當セザル者ノ中 ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得 |
| 第三十一條 理事ノ任期ハ三年トシ 監事ノ任期ハ二年トス但シ會則ヲ 以テ別段ノ定ム爲スコトヲ得 | 第三十一條 理事ノ任期ハ三年トシ 監事ノ任期ハ二年トス但シ會則ヲ 以テ別段ノ定ム爲スコトヲ得 |
| 第三十二條 民法第五十二條第二 項、第五十三條乃至第五十五條及 第五十九條ノ規定ハ理事及監事ニ 付之ヲ準用ス | 第三十二條 民法第五十二條第二 項、第五十三條乃至第五十五條及 第五十九條ノ規定ハ理事及監事ニ 付之ヲ準用ス |
| 第三十三條第二項中「第十二條第一 | 第三十三條第二項中「第十二條第一 |

項ノ事業及此等ノ事業ニ關係アル範
圍内ニ於ケル同條第四項ノ事業ヲ
「第十二條第一項第一號乃至第五號
ノ事業及此等ノ事業ニ關係アル範圍
内ニ於ケル同項第八號ノ事業」ニ改
ム

第三十六條第二項中「會長」ヲ「理事」
ニ改ム

第四十條中「漁業會」ヲ「漁業會漁
業ノ統制ニ關スル事業ヲ行ハントス
ルトキハ」ニ、「漁業ノ統制ニ關スル
規程ヲ「統制規程」ニ改ム

第四十二條 刪除

第四十五條中「會長」ヲ「理事」ニ改ム

第四十六條 刪除

第四十七條中「會長、副會長、」ヲ削
リ「其ノ決議ヲ取消シ、」ヲ下ニ「理
事若ハ監事ノ改選ヲ命ジ、」ヲ加フ

第四十九條中「水產業ニ關スル國策
ニ即應シ」ヲ削ル

第五十一條 製造業會ハ其ノ目的ヲ
達スル爲左ノ事業ヲ行フコトヲ得
一 當該水產物製造業ノ指導獎勵
及統制ノ他當該水產物製造業
ノ整備發達ニ關スル施設

二 會員ノ製品、其ノ原料若ハ材
料又ハ製造若ハ加工ノ設備ニ對
スル檢査ニ關スル施設

三 會員ノ福利增進ニ關スル施設

四 會員ノ販賣スル物メ加工又ハ
販賣ニ關スル施設

五 會員ノ行フ當該水產物製造業
ニ必要ナル物ノ供給ニ關スル施
設

六 會員ノ行フ當該水產物製造業
ニ必要ナル資金ノ貸付、會員ノ
爲ニスル當該水產物製造業ニ係
ル債務ノ保證又ハ會員ノ賒金ノ
受入ニ關スル施設

七 前各號ノ事業ニ附帶スル事業
六條、第十七條、第十九條乃至第二
十三條、第二十六條乃至第四十一
條、第四十三條乃至第四十五條、

第四十七條及第四十八條ノ規定ハ
製造業會ニ付之ヲ准用ス但シ第十二條第一項第一號中會員ノ漁業トアルハ
當該水產物製造業トシ第十七條及
第二十條中約十五餘トアルハ第十二條トシ第三十一條第二項中第十二條第一項第一號乃至第五號ノ
事業及此等ノ事業ニ關係アル範圍内ニ於ケル同項第八號ノ事業トアルハ第五十一条第一號乃至第三號ノ
ノ事業及此等ノ事業ニ關係アル範
圍内ニ於ケル第七號ノ事業トシ第
四十條中漁業ノ統制トアルハ當該
水產物製造業ノ統制トス
第五十四條中「水產業ニ關スル國策ニ即應シ」ヲ削ル
第五十五條第一項乃至第三項ヲ左ノ
如ク改ム
道府縣水產業會ハ其ノ目的ヲ達ス
ル爲左ノ事業ヲ行フヨトヲ傳但シ第
四號及第五號ノ事業ハ會員ニ出資
ヲ爲サシムル道府縣水產業會（以
下道府縣出資水產業會ト稱ス）ニ
非ザレバ之ヲ行フコトヲ得ズ
一 水產業ノ指導獎勵及統制其ノ
他水產業ノ整備促進ニ關スル施
設
二 水產物生產ノ確保強化ニ關ス
ル施設
三 水產業ニ從事スル者ノ福利增
進ニ關スル施設
四 會員ノ販賣スル物ノ加工、保
藏、運搬又ハ販賣ニ關スル施設
五 會員ニ必要ナル物ノ供給若ハ
資金ノ貸付又ハ會員ノ金ノ受
入ニ關スル施設
六 前各號ノ事業ニ附帶スル事業
第五十八條及第五十九條削除
第六十條第十二條第二項、第十六
條、第十七條、第十九條乃至第二
十三條、第二十六條乃至第三十五
條、第三十七條乃至第四十二條、第
四十三條乃至第四十五條、第四十
七條及第四十八條ノ規定ハ道府縣

第一項第一號乃至第五號ノ事業此等ノ事業ニ關係アル範圍内ケル同項第八號ノ事業トアルハ第六十九條第一號乃至第三號ノ事業及此等ノ事業ニ關係アル範圍内於ケル第六號ノ事業トシ第四十中漁業ノ統制トアルハ水産業ノ制トス

第六十八條第一項中「會長、副會長、理事若ハ監事」ヲ「理事、監事」ニ改ム
長ノ職務」ヲ「理事ノ職務」ニ改ム

第六十九條及第七十條 削除

第七十五條中「會長、會長ノ職務行ヒ若ハ代理スル副會長若ハ」ヲ「會長ノ職務」ヲ「理事ノ職務」ニ改ム

第一條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲテ之ヲ定ム

第二條 第三十條、第五十三條、六十條又ハ第六十七條ニ於テ準スル場合ヲ含ムノノ改正規定ニシテル最初ノ理事ノ選任ハ命令ヲ以定ムル期間内ニ之ヲ爲スベシ
本法施行ノ際現ニ水産業團體ノ長、副會長又、理事タル者ハ各之前項ニ掲グル改正規定ニ依リ選セラレタル理事ト看做ス
前項ニ規定スル者ハ第一項ニ掲タル改正規定ニ依リ選任セラレタ
當該水産業團體ノ理事就任シタ
トキ（第一項ノ期間内ニ其ノ就ナキトキハ同項ノ期間満了シタ
トキ）ハ其ノ職ヲ失フ

第三條 本法施行前ニ爲シタル行ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ本施行後ト雖モ仍從前ノ例ニ依ル

第四條 前二條ニ規定スルモノノ本法施行ノ際必要ナル規定ハ勅ヲ以テ之ヲ定ム

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ
テ議院法第五十四條ニ依リ及付

昭和二十年十二月十四日
貴族院議長 島田 俊雄

戰時森林資源造成法中改正法律案
題名ヲ左ノ如ク改ム

森林資源造成法

第一條中一大東亜戰爭際シ森林資源ノ戰力化ノ徹底及之ガ造成ノ確保ヲ期スル爲ヲ「森林資源造成法」

第二條第一項中「證券ノ交付アリタル後」ヲ「前項ノ場合ヲ除クノ外證券ノ交付アリタル後」ニ改メ同條ニ第一項トシテ左ノ一項ヲ加フ

第七條第一項ノ規定ニ依ル命令アリタル後當該森林ニ付命令ニ係ル造林行爲ノ完了前新ニ森林所有者

アリタル後」ニ改メ同條ニ第一項トシテスル爲

第七條第一項ノ規定ニ依ル命令アリタル後當該森林ニ付命令ニ係ル造林行爲ノ完了前新ニ森林所有者

アリタル後」ニ改メ同條ニ第一項トシテ左ノ一項ヲ加フ

レバ之ヲ製造スルコトヲ得ズ
原原蠶種ノ品種ノ選出育成者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケ他ノ者ヨシテ其ノ選出育成ニ係ル品種ノ原原蠶種ノ製造ヲ行ハシムルコトヲ得

第五條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ蠶種ノ品種ノ選出育成者ハ其ノ選出育成ニ係ル品種ノ蠶種ヲ提出セシメ當該品種ノ原原蠶種ヲ製造シ之ヲ配付スルコトヲ得

第六條 蠶種ノ品種ノ選出育成者ハ其ノ選出育成ニ係ル品種ノ原原蠶種ノ申込アリタルトキハ正當ノ事由アルニ非ザレバ之ヲ拒ムコトヲ得

第七條 蠶種ハ都道府縣又ハ命令ヲ以て定ムル蠶種製造業者ニ非ザレバ之ヲ製造スルコトヲ得ズ

第八條 普通蠶種ノ製造ハ主務大臣ノ定ムル交配形式ニ依ルベシ

第九條 普通蠶種ハ原原蠶種又ハ原蠶種ヨリ産出シタル繩ノ用ノルニ非ザレバ之ヲ製造スル

第十條 普通蠶種ノ検査ヲ受ケ又ハ自ラ検査ヲ行フベシ

第十一條 普通蠶種ノ検査ヲ受ケ又ハ自ラ検査ヲ行フベシ

第十二條 普通蠶種ノ検査ヲ受ケ又ハ自ラ検査ヲ行フベシ

第十三條 普通蠶種ノ検査ヲ受ケ又ハ自ラ検査ヲ行フベシ

第十四條 行政官廳ハ桑苗ノ検査又ハ桑苗若ハ野蠶ノ病蟲害ノ驅除若ハ難防ニ關シ取締上必要ナル命令ヲ得ズ

第十五條 桑苗ハ命令ノ定ムル所ニ依リ都道府縣ノ行フ検定ニ依ル品位ニ依ルニ非ザレバ其ノ買賣取引ヲ得ス

第十六條 生絲ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國ノ生絲検査所ノ検査ヲ受ケタルモノニ非ザレバ之ヲ輸出スルコトヲ得ズ

第十七條 生絲ハ前項ノ検査又ハ命令ヲ以て定ムル検査ニ依ル正量及品位ニ依ルニ非ザレバ其ノ買賣取引ヲ得ス

第十八條 主務大臣前二條ノ規定ヲ適用スル必要ナシト認ムルトキハ命令ヲ以テ其ノ適用ヲ除外スルコトヲ得

第十九條 蠶絲業者又ハ其ノ團體（蠶絲團體ヲ含ム）ハ蠶絲業ノ改良發達及統制ヲ圖ル目的ノ以テ蠶絲業會ノ設立スルコトヲ得

第二十条 蠶絲協同組合ニ非ゲルモノハ其ノ定款ノ定ムル所ニ依リ其ノ會員ト

第二十一条 蠶絲協同組合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ名稱中ニ蠶絲協同組合タルコトヲ示スベキ文字ヲ用ノベシ

第二十二条 蠶絲協同組合ニ非ゲルモノハ其ノ定款ノ定ムル所ニ依リ其ノ會員ト

第二十三条 蠶絲協同組合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ名稱中ニ蠶絲協同組合タルコトヲ示スベキ文字ヲ用ノベシ

第二十四条 蠶絲協同組合ニ非ゲルモノハ其ノ定款ノ定ムル所ニ依リ其ノ會員ト

第二十五条 蠶絲協同組合ハ前項ノ設立ノ登記ヲ爲スベシ

第二十六条 蠶絲協同組合ノ組合員ハ之ノ基キテ爲ス處分ニ違反シ又

第二十七条 蠶絲協同組合ノ組合員ハ其ノ出資額ヲ限度トス

第二十八条 蠶絲協同組合ニ總會ヲ置ク

第二十九條 蠶絲業會ハ法人トス

第三十条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第三十一条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第三十二条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第三十三条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第三十四条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第三十五条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第三十六条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第三十七条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第三十八条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第三十九條 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第四十条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第四十一条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第四十二条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第四十三条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第四十四条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第四十五条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第四十六条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第四十七条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第四十八条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第四十九條 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第五十条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第五十一条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第五十二条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第五十三条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第五十四条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第五十五条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第五十六条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第五十七条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第五十八条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第五十九條 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第六十条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第六十一条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第六十二条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第六十三条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第六十四条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第六十五条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第六十六条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第六十七条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第六十八条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第六十九條 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第七十条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第七十一条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第七十二条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第七十三条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第七十四条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第七十五条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第七十六条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第七十七条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第七十八条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第七十九條 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第八十条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第八十一条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第八十二条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第八十三条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第八十四条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第八十五条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第八十六条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第八十七条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第八十八条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第八十九條 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第九十条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第九十一条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第九十二条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第九十三条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第九十四条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第九十五条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第九十六条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第九十七条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第九十八条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第九十九條 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第一百条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第一百一条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第一百二条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第一百三条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第一百四条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第一百五条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第一百六条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第一百七条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第一百八条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第一百九条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第一百十条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第一百十一条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第一百十二条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第一百十三条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第一百十四条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第一百十五条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第一百十六条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第一百十七条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第一百十八条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第一百十九条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第一百二十条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第一百二十一条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第一百二十二条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第一百二十三条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第一百二十四条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第一百二十五条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第一百二十六条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第一百二十七条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第一百二十八条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第一百二十九条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第一百三十条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第一百三一条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第一百三十二条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第一百三十三条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第一百三十四条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第一百三十五条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第一百三十六条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第一百三十七条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第一百三十八条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第一百三十九条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第一百四十条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第一百四十一条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第一百四十二条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第一百四十三条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第一百四十四条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第一百四十五条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第一百四十六条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第一百四十七条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第一百四十八条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第一百四十九条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第一百五十条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第一百五十一条 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達

第一百五十ニ如ク改ム

森林資源造成法

戰時森林資源造成法中改正法律案
題名ヲ左ノ如ク改ム

森林

二、蠶絲業ノ聯絡及統制ニ關スル
施設

三、蠶絲業ニ關スル調査及研究

四、前各號ニ掲タルモノ外蠶絲業會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル
施設

蠶絲業會ハ前項各號ニ掲タル事業ノ外第三十二條第一號乃至第三號ニ掲タル事業ヲ行フコトヲ得

第三十一條 蠶絲業會ヲ設立セントスルトキハ蠶絲業者十人以上設立者ト爲リ地區内ノ會員タル資格ヲ有スル者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ定款其ノ他必要な事項ヲ議決スルベシ

全國ヲ地區トスル蠶絲業會ヲ設立セントスル場合ニ於テ特別ノ事由ニ因リ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ蠶絲業者二十五人以上設立者ト爲リ設立ニ關スル一切ノ行爲ヲ爲スコトヲ得

第二十四條ノ規定ハ蠶絲業會ノ設立ニ之ヲ準用ス

第三十二條 蠶絲業會ハ其ノ會員ニ對シ經費ヲ賦課スルコトヲ得
蠶絲業會其ノ事業ヲ行フ爲要アルトキハ會員ヲシテ出資ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ會員ヲシテ出資ヲ爲サシムル蠶絲業會ノ會員ノ責任ハ第一項ノ規定ニ依ル費用負擔ノ外其ノ出資額ヲ限度トス

第三十三條 蠶絲業會ハ定款ノ定ムル所ニ依リ會員ニ對シ過怠金ヲ課スルコトヲ得

第三十四條 蠶絲業會ニ總會及評議員會ヲ置ク
總會ハ職員及特別職員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三十五條 議員ハ定款ノ定ムル所ニ依リ會員ノ中ヨリ會員之ヲ選舉ス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ定款ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得
特別議員ハ蠶絲業ニ關シ學識經驗アル者ノ中ヨリ總會ニ於テ之ヲ選任ス
評議員ハ讀員及特別議員ノ中ヨリ總會ニ於テ之ヲ選任ス
第三十六條 議員及特別議員ハ總會ニ於テ各一個ノ議決權ヲ有ス
第三十七條 主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ蠶絲業會ノ申請ニ因リ其ノ會員タル資格ヲ有スル者ニ對シ當該蠶絲業會ニ加入スペキコトヲ命ズルコトヲ得
第三十八條 全國ヲ地區トスル蠶絲業會ニシテ命令ヲ以テ定ムル者ヲ會員トスルモノハ蠶及生絲ノ價格ノ安定ヲ圖ル爲命令ノ定ムル所ニ依リ蠶絲價格安定資金ヲ設定スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ蠶絲價格安定資金ニ織入レタル金額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ特別法人税法ニ依ル剩餘金ノ計算上之ヲ益金ニ算入セザルコトヲ得
第三十九條 第二十三條及第二十八條ノ規定ハ蠶絲業會ニ之ヲ準用ス
第四十條 蠶絲協同組合又ハ蠶絲業會ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ要ス
前項ノ規定ニ依リ登記スペキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第
三者ニ對抗スルコトヲ得ズ
第四十一條 行政官廳ハ蠶絲協同組合又ハ蠶絲業會ノ決議又ハ役員ノ行爲ガ法令、法令ニ基キテ爲ス處分若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害シタルトキハ其ノ決議ヲ取消シ、役員ノ改選ヲ命ジ、業務ヲ停止シ又ハ解散ヲ命ズルコトヲ得
第四十二條 本法ニ規定スルモノノ

外競業協同組合又ハ競業業會ノ設立、管理、解散、清算其ノ他競業組合組合又ハ競業業會ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以て之ヲ定ム
第四十三條 競業協同組合及競業業會ニハ所得稅、法人稅及營業稅ヲ課セズ
第四十四條 行政官廳必要アリト認得
第四十五條 第二條、第四條第二項、第七條、第八條、第九條第三項、第十三條、第十五條皆ハ第十二條ノ規定又ハ第十八條、第二十條又ハ第三十七條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス。第九條第二項ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケズシテ原價半種ニ製造ヲ行ハシメタル者亦同シ
第四十六條 第九條第二項ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス。
第四十七條 第六條ノ規定又ハ第十一條若ハ第十四條ノ規定ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
二 第四十四條 左ノ各號ノ一二該當ス
第一 拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者
第二人又ハ法人ノ代理人、ノ
ノ從業者ガ其ノ人又ハ法人ノ業者ニ
ニ關シ第四十五條、第四十七條又
ハ前條第一號ノ違反行爲ヲ爲シタル
者キハ其ノ人又ハ法人ハ自己ノ

指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處
罰ヲ免ルルコトヲ得ズ
第四十五條、第四十七條又ハ前條
第一號ノ罰則ハ其ノ者が法人ナリ
トキハ法人ノ業務ヲ執行スル役員
ニ、未成年者又ハ禁治產者ナル
キハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス
但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ處
力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此
限ニ在ラズ

監 緑業統制法第四條、第七條乃至第十一條、第二十二條乃至第四十三條及第五十條乃至第五十四條ノ規定ハ前項ノ日迄仍其ノ效力ヲ有ス
日本蠶絲統制株式會社解散シタルトキハ蠶絲業統制法第四十二條第一項ノ規定ニ依リ積立テタル蠶絲價格安定資金ヲ第三十八條ニ規定スル蠶絲業會ニシテ主務大臣ノ指定スルモノニ引渡スベシ
前項ノ規定ニ依リ日本蠶絲統制株式會社ガ引渡スベキ蠶絲價格安定資金ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ法人稅法ニ依ル清算所得及營業稅法ニ依ル清算純益ノ計算上之ヲ益金ニ算入セザルコトヲ得
前二項ニ規定スルモノノ外日本蠶絲統制株式會社ノ清算ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第九項ニ規定スル蠶絲業會ガ同項ノ規定ニ依リ日本蠶絲統制株式會社ヨリ承繼シタル財產ニ付テハ特別法人稅法ニ依ル剩餘金ノ計算上之ヲ益金ニ算入セズ
蠶絲業組合法中左ノ通改正ス
第三章ヲ削ル
日本中央蠶絲會ハ主務大臣ノ指定スル日ニ於テ解散ス
蠶絲業組合法第三章ノ規定ハ日本中央蠶絲會ノ清算ノ結果ニ至ル迄仍其ノ效力ヲ有ス
印紙稅法中左ノ通改正ス
第十九條第七號中「中央水產業會」ヲ下ニ「蠶絲協同組合 蠶絲業會」ヲ加フ
登錄稅法中左ノ通改正ス
第四條第一項第十二號中「中央水產業會」ヲ下ニ「蠶絲協同組合 蠶絲業會」ヲ改ム
六 蠶絲協同組合及蠶絲業會(所屬ノ會員ヲシテ出資ヲ爲サシメテザルモノ除外)

○國務大臣松村謙三君答辯
ナリマシタ農業團體法中改正法律案及
ビ水産團體法中改正法律案ノ提案理由ヲ御説明申上ゲマス、先づ農業團體法中改正法律案ニ付テ申上ゲマス、農業團體ノ民主主義化ヲ圖リ、系統整
業團體ノ活動ナル自主的活動ヲ促進シテ、以農業者ノ利益増進ト、國民食糧ノ確保ニ道誠ナカラシムヨトコト目
的ト致エノデゴザイマス、御承知ノ通り、現行農業團體法ハ、從來農村ニ於ケル諸團體ノ分立ノ弊ニ鑑ミ、之ガ統合ニ關スル輿論ニ即應致シマシテ、其ノ機柄ヲ全農業者ヲ打ツテ一九ト致シタ單一綜合性アル機構ニ再編成致ス目
的ヲ以チマシテ、昭和十八年制定セラレモノニアリマスが、此ノ法律ニ依テ農會、產業組合、產業組合、農業團體組合及ヒ農業組合ノ各系統團體ハ新タ時的編成替ニ於テ一般的ニ採用サレマ
シタ方法ニ則リマシテ、其ノ組織機構ニ付テハ多分ニ國家機關的性格ヲ附與シ、其ノ事業運營ニ關シマシテモ、多分ニ官廳的色彩ガ採入レラレルコトニ
イマス、仍テ終戦後ノ事態ニ即應致シテ、從來最々官廳的色彩ノ濃厚アリマシタ農業團體ノ役員制度、役員ノ制エ
本法ニ規定スルモノノ外本法ノ施行ニ關シ必要ナル規定ハ勅令ヲ以テ之ス
ノ制エ依ル
本法ニ規定スルモノノ外本法ノ施行ニ關シ必要ナル規定ハ勅令ヲ以テ之ス
ノ制エ依ル
本法ニ規定スルモノノ外本法ノ施行ニ關シ必要ナル規定ハ勅令ヲ以テ之ス
ノ制エ依ル

スガ、今ヤ生絲輸出ノ専開ヲ見ムトス
ル秋ニ當リマシテ、蠶絲業ヲ速カニ圖
復セジメ、其ノ使命達成ヲ期シスル
事爲ニハ、後ニ於ケル我ガ政治經濟
ノ動向ニ即應シテ、現在ノ斯業統制
方式ニ根本的ノ改訂ヲ加ヘ、關係業者
ノ自主的運営ニ依リテ活氣アル發展途
ヲ開イテ參ル必要ガアルノデザイマス
ニ、此ノコトハ過般蠶絲業ニ對ス
ル聯合ノ最高司令部ノ指示ノ次第モア
リマシテ、早急處理ヲ要スル問題デゴ
ザイマス、本法案ハ以上ノ趣旨ニ鑑キ
マシテ、日本蠶絲業制株式會社ノ中心
トシテ運営シテ參リマシタ、蠶絲業者
制機構ノ廢止及ビ之件ヲ差後指置
蠶絲關係業者ノ自主的新組織組織ニ關
スル法的措置、並ニ原蠶絲管理制度ノ
根本的改正、蠶種ニ關スル制度ノ改正等
ヲ内容ト致シマシテ、必要ナル規定
ヲ設ケムトスルモノデザイマス、何定
議ヲ提出致シマス
○子爵田澤正己君 賛成
○議長(公爵徳川國順君) 戸澤子爵ノ
御賛議ニ御異議ゴザイマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○議長(公爵徳川國順君) 御異議ナイン
ト認メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀教
サセマス

○議長(公爵露德川因順君) 桜木清之助君
農地調整法中改正法律案ニ送付ヲ待ツ
爲ニ、午後二時迄休憩ヲ致シマス
午前十一時四十八分頃休
○議長(公爵露德川因順君) 衆議院ヨリ
指名セラレマシタ、仍テ此ノ席ヲ汚シ
マス、萬事不慣レデザイマスカラ
諸君ノ御援助ヲ仰頃ヒ致シマス、報告
ヲ致サセマス
〔寺光晉吉君演説〕
午後四時三分開
○假議長(公爵露德川津忠重君) 德川議長
ヨリ、議長故障ニ付、本員ヲ假議長ニ
本日委員會ニ於テ當選シタル正副委員
長ノ氏名左ノ如シ
臨專賣法中改正法律案特別委員會
委員長子爵 高橋 是賢君
副委員長男爵 周布 兼道君
委員會特別委員會
委員長 河原田穆吉君
副委員長男爵 久保田敬一君
農業開拓法中改正法律案特別委員會
委員長伯爵 德川 宗敬君
副委員長男爵 浅田 良逸君
本日内閣總理大臣ヨリ左ノ通第八十九
回常國會議政府委員仰付ラレタル旨ノ
通牒ヲ受領セリ
商工省電力局長 古池 信三君
本日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領
同意シ奏上セル旨ノ通牒ヲ受領セリ
○假議長(公爵露德川忠彦君) 是ヨリ休
憩前ニ引継ギ會議ヲ開キマス、此ノ際
桜木清之助君
米原草三君
渡邊吉吉君
片倉兼太郎君
男爵倉富 均君
男爵馬津忠彦君
橋本清之助君
田健吉君
合田健吉君

ヲ有スル者及當該第三者トス

規定ハ農地開發營團、都道府縣、市町村農業會其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ガ開發（第四條第一項ノ團體ガ同項ノ自作農創設維持ノ事業

トシテ行フ開発ヲ除ク)セントス
ル未墾地其ノ他其ノ開發ニ必要ナ
ル土地ノ讓渡又ハ使用收益ノ權利

行フ爲前條ニ掲タル権利ヲ取得スル場合

二 第四條第一項ノ自作農創設維持ノ事業ヲ行フ爲農地ヲ取得スル場合又ハ命令ヲ以テ定ムル自作農創設維持ノ事業ニ依リ農地ヲ取得スル場合

三 農地ヲ耕作ノ目的ニ供スル爲前條ニ掲タル権利ヲ取得スル場合

四 前條ニ掲タル権利ノ取得ニ關シ當事者ノ一方が國、都道府縣合

又ハ農地開發營團ナル場合
五 土地收用法其ノ他ノ法令ニ依
リ農地ヲ收用スル場合

第六條ノ二 農地ノ賃給ハ第六條ノ六 其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合

四ニ定ムル場合ヲ除クノ外當該農地ノ他ノ地租法ニ依レ貢資費格ニ主務

大臣ノ定ムル率ヲ乘シテ得タル額

受領スルコトヲ得ズ但シ農地ノ價

人又ハ讓受人ニ於テ地方長官ノ許
可ヲ受ケタル場合及命令ヲ以テ定

ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

ハ之ヲ告示ス

告示アリタル際現ニ農地ニ付存ス
ル讓渡契約ニシテ當該農地ニ付既

ニ譲受人ノ権利ニ關スル登記アリ
タルモノ又ハ當該農地ノ引渡ヲ完

ズ 了シタルモノニ付テハ之ヲ適用セ

第六條ノ三 地方長官市町村農地委員會ノ申請アリタル場合ニ於テ特

ニ必要アリト認ムルトキハ都道府
縣農地委員會ノ意見ヲ聽キ當該申

請ニ係ル區域ニ付前條第一項ノ率ニ
二代ルベキ率ヲ定メ又ハ同項ニ規

定スル以外ノ基準ニ依リ同項ノ額ニ代ルベキ額ヲ定ムルコトヲ得

地方長官前項ノ規定ニ依リ率又ハ

額ヲ定メタルトキハ之ヲ公示ス
前項ノ規定ニ依リ公示アリタルト
キハ其ノ率又ハ額ヲ以テ前條ノ率
又ハ額ト看做ス
第六條ノ四 地租法ニ依ル賃貸價格
ナキ農地ヲ讓渡ス場合ニハ其ノ價
格ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ讓渡
契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコト
ヲ得ズ
第七條中「前條」ヲ「第四條第一項
又ハ第六條」ニ改ム
第七條ノ二 第四條第一項ノ自作農
創設維持ノ事業ニ依リ農地ヲ取得
シタル者ガ取得ノ時ヨリ二年内ニ
當該農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供ス
ル爲讓渡シタル場合又ハ當該農地
ガ取締ノ時ヨリ二年内ニ收回セラ
レタル場合ニ於テ當該農地ノ譲渡
價格又ハ補償金額ガ當該農地ノ譲
渡ニ因リ舊有所有者ノ取得シタル金
額ヲ超ユルトキハ舊所有者ハ農地
ヲ讓渡シ又ハ收回セラレタル者ニ
對シ其ノ超過額ヲ請求スルコトヲ
得但シ當該農地ノ譲渡又ハ收回用
リタル日ヨリ二年ノ経過シタルト
キハ此ノ限ニ在ラズ
第九條第三項中「豫メ其ノ旨ヲ市町
村農地委員會ニ通知スベシ」ヲ「市
町村農地委員會ノ承認ヲ受クベシ
シ」ニ改ム
第九條ノ二 小作料ハ金錢以外ノ物
ヲ以テ又ハ金錢以外ノ物ヲ其準^{シテ}
村農地委員會ニ通知スベシ」ヲ「市
町村農地委員會ノ承認ヲ受クベシ
シ」ニ改ム
スルコトヲ得ズ 但シ小作物債務が別割
ニ在ハトキハ債務者が債務者ノ承諾ヲ以テ其
ノ支拂ニ代ヘテ他ノ給付ヲ爲ス場合に於テ
算セラレタル小作料ノ額又ハ減免度
ニ在ラズ

條件(金錢ニ換算セラレタルモ
ガ第九條ノ三各號ニ掲グル小作
ノ額又ハ減免條件ニ比シ農地ノ
借人又ハ永小作權者ニ不利ナル
合ニ在リテハ同條各號ニ掲グル
作料ノ額及減免條件ヲ以テ契約
爲シタルモノト看做ス
第九條ノ三 小作料ハ左ノ各號ニ
グル小作料ノ額又ハ減免條件ニ
シ農地ノ質借人又ハ永小作權者
不利益爲ルベキ額又ハ減免條件
以テ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受
スルコトヲ得バ但シ特別ノ事由
ル場合ニ於テ農地ノ所有者又ハ
貸入ガ命令ノ定ムル所ニ依リ地
主官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此
限ニ在ラス

一 小作料統制旨發止ノ際小作
ノ定アル農地ニ付テハ其ノ小
料ノ額及減免條件(金錢以外ノ物
物ヲ以テ又ハ金錢以外ノ物ヲ
準トシテ定メラレタル小作料
額及減免條件ニ在リテハ命令
定ムル所ニ依リ金錢ニ換算セラ
レタル小作料ノ額及減免條件
二 前號ニ該當セル農地ニ付
ハ小作料統制令廢止後ニ於ケ
最初ノ小作料ノ額及減免條件
第九條ノ四 直町村農地委員會
アリト認ムルトキハ地方長官ノ
可ヲ受ケ當該町村ニ在ル農地
付前條各號ニ掲タル小作料ノ額
ハ減免條件ニ代ルベキ小作料
又ハ減免條件ヲ定ムルコトヲ得
地方長官前項ノ認可ヲ爲サント
ルトキハ都道府縣農地委員會ノ
旨ヲ公示スベシ
前項ノ規定ニ依ル公示アリタル
キハ其ノ小作料ノ額又ハ減免條
件ヲ以テ前條各號ニ掲タル小作料
額又ハ減免條件ト看做ス

前四項ノ規定ハ公示セラレタル
作料ノ額又ハ減免條件ヲ變更ス
場合ニ之ヲ準用ス

第九條ノ五 行政官廳前二條ノ規
定ハ、小作料ノ額又ハ減免條件ヲ變更ス
シク不當ナリト認ムルトキハ第
一條ノ各款ニ掲タル小作料ノ額又
ハ減免條件ニ代ルベキ小作料ノ額
又ハ減免條件ヲ定ムルコトヲ得
地方長官前項ノ規定ニ依リ小作
ノ額又ハ減免條件ヲ定メントント
トキハ都道府縣農地委員會ノ意
ヲ聽クコトヲ要ス

前條第三項乃至第五項ノ規定ハ
一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九條ノ六 前二條ノ規定ハ裁判
裁判上ノ和解又ハ小作調停法ニ
ル調停ニ依リ定マリタル小作料ノ額
又ハ減免條件ニ付テハ之ヲ準用ス

セズ

第九條ノ七 第九條ノ二乃至前條
規定ハ敷金、補償金穀、修繕費等
用排水費ノ負擔並ニ小作料の額又
ハ減免條件以外ノ貨貸借等の事
件又ハ之ニ附隨スル契約ノ事
件ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ
付之ヲ準用ス

第九條ノ八 何等ノ名義ヲ以テス
ヲ問ハズ第六條ノ一二第一項
第六條ノ四第二項又ハ第九條ノ
二第一項若ハ第十九條ノ三
九條ノ七ニ於テ準用スル揚
ヲ含ム)ノ規定ニ依ル制限
免リ行爲ヲ爲スコトヲ得ス

第十五條 市町村ニ市町村農地委員會
會ヲ置ク

市町村農地委員會ハ地方長官ノ
督ニ屬シ左ニ掲タル事項ヲ處理
一本法ニ依リ其ノ權限ニ屬ナル
メタル事項

二 其ノ他農地關係ノ調整ニ關
勒令ヲ以テ準ムル事項

第十五條ノ二 市町村農地委員會
會長及委員十五人ヲ以テ之ヲ組
ス

會長ハ委員ニ於テ互選シ其ノ選ニ當リタル者ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ○左ノ各號ノ區分ニ從ヒ各

有ヌル者ニシテ總務課アルモノノ中ヨリ

號ノ一二該當シ被選舉權ヲ有スル

地方農會ノ選在シタル者三人及

者ニ就キ當該各號ニ該當シ選舉權

有ヌル者ノ選舉シタル者五人ヲ以テ

有ヌル者之ヲ選舉アリ

之ニ充ツ

農地ノ所有者ニシテ當該市町

村ノ區域内ニ於テ所有スル農地

ニ付耕作ノ業ヲ營ム者モ又ハ

ハ當該市町村ノ區域内ニ於テ所

有スル農地ノ面積ガ其ノ區域内

ニ於テ耕作ノ業ヲ營ム農地ノ面

積ノ二倍ヲ超ユルモノ又

ハ當該市町村ノ區域内ニ於テ所

有スル農地ノ面積ガ其ノ區域内

ニ於テ耕作ノ業ヲ營ム農地ノ面

積ノ二倍ヲ超ユルモノ又ハ當該市町村ノ

區域内ニ於テ耕作ノ業ヲ營ム農

地ノ面積ガ其ノ區域内ニ於テ所

有スル農地ノ面積ノ二倍ヲ超ユ

ルモノ

三 當該市町村ノ區域内ニ於テ農

地ヲ所有シ且耕作ノ業ヲ營ム者

ニシテ前二號ニ該當セザルモノ

前項各號ノ規定ニ依リ選舉セラル

ベキ委員ハ定數ハ各五人トス

委員ハ名譽職トス

第五條ノ三 市町村ノ區域内ニ住

所ヲ有シ當該市町村ノ區域内ニ於

テ命令ヲ以テ定ムル面積ノ農地ヲ

所有スル者又ハ命令ヲ以テ定ムル

面積ノ農地ニ付耕作ノ業ヲ營ム者

ハ市町村農地委員會ノ委員ノ選舉

權及被選舉權ヲ有ス

第十五條ノ四 左ニ掲タルモノハ選

舉權及被選舉權ヲ有ズ

エ處セタレタル者

二 六年未満ノ懲役又ハ禁錮ノ刑

ニ處セラル其ノ刑ノ執行ヲ終リ

又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至

ル迄ノ者

左ニ掲タルモノハ被選舉權ヲ有セ

ズ 一 未成年者

二 犯治産者又ハ准煩治産者

三 破産者ニシテ復權ヲ得ザルモ

ヲ行フ

第十五條ノ五 選舉ニ關スル事務ハ

市町村長之ヲ擔任ス

第十五條ノ六 選舉ハ投票ニ依リ之

投票バ一人一票ニ限ル

投票ハ選舉人自ラ投票所ニ到リ投

票用紙ニ設置人一人ノ氏名ヲ自

書シ之ヲ行ベシ但シ未成年者及

然治産者ニ在リテハ法定代理人、

法人ニ在リテハ其ノ代表者之ヲ行

フモノトス

選舉人前項但書ノ法定代理人及

然治產者ニ在リテハ法定代理人、

法人ニ在リテハ其ノ代表者之ヲ行

ト同一戸籍内ニ在ル者ニ關スル事

件ニ付議事ニ與ルコトヲ得ズ

スル所ニ依ル

第十五條ノ十二 委員ハ自己ニ及自己

議事ハ出席員ノ過半數ヲ以チ之ヲ

決ス可否同數ナルトキハ會議ノ決

スル所ニ依ル

第十五條ノ十三 都道府縣ニ都道府

縣農地委員會ヲ置ク

ト同一戸籍内ニ在ル者ニ關スル事

件ニ付議事ニ與ルコトヲ得ズ

スルコトヲ得ズ

第十五條ノ七 投票ノ多數ヲ得タル

者ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得

投票用紙ニハ選舉人ノ氏名ヲ記載

ベキコトヲ證スル者ノ投票ニ關シ

テハ前項本文ノ規定ニ拘ラズ命令

ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得

投票用紙ニハ選舉人ノ氏名ヲ記載

ベキコトヲ得ズ

第十五條ノ八 第十五條乃至前條

メタル事項

二 其ノ他農地關係ノ調整ニ關シ

勅令ヲ以テ定ムル事項

第十五條ノ十四 都道府縣農地委員

會ハ會長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス

會長ハ地方長官ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ左ニ掲タル者ヲ以テ之ニ充

一 本法ニ依リ其ノ權限ニ屬セシ

メタル事項

二 其ノ他農地關係ノ調整ニ關シ

勅令ヲ以テ定ムル事項

第十五條ノ十五 第十五條ノ十一

第十五條ノ十六 市町村農地委員會

ノ管轄區域ニ毎三町村農地委員

會ノ會長タル者ノ中ヨリ一人ヲ

一 郡(北海道ニ在リテハ支廳長

會ハ會長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス

會長ハ地方長官ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ左ニ掲タル者ヲ以テ之ニ充

第一條 本法施行ノ期日ハ各規定ニ付轉令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 次大條ノ四ノ改正規定ハ同

各號ノ區分ノ何れカニ付轉舉權

者ノ數同條第四項ニ規定スル定數

物件ヲ検査セシムルコトヲ得

件ニ關シ必要ナル報告ヲ徵シ又ハ

警官吏ノシテ日出ヨリ日沒迄ノ

必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定

ム

第十七條ノ四 第六條ノ四第一項、

第六條ノ四第二項、第九條ノ第二

項、第五條ノ十五 第十五條ノ十一

第五條ノ十五 第十五條ノ十六

第五條ノ十五 第十五條ノ十七

第五條ノ十五 第十五條ノ十八

第五條ノ十五 第十五條ノ十九

第五條ノ十五 第十五條の九

第五條ノ十五 第十五條の十

第一條 本法施行ノ期日ハ各規定ニ付轉令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 次大條ノ四ノ改正規定ハ同

各號ノ區分ノ何れカニ付轉舉權

者ノ數同條第四項ニ規定スル定數

物件ヲ検査セシムルコトヲ得

件ニ關シ必要ナル報告ヲ徵シ又ハ

警官吏ノシテ日出ヨリ日沒迄ノ

必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定

ム

第十七條ノ四 第六條ノ四第一項、

第六條ノ四第二項、第九條ノ第二

項、第五條ノ十五 第十五條ノ十一

第五條ノ十五 第十五條の九

第五條ノ十五 第十五條の十

第五條ノ十五 第十五條の十一

第五條ノ十五 第十五條の十二

第五條ノ十五 第十五條の十三

第五條ノ十五 第十五條の十四

第一條 本法施行ノ期日ハ各規定ニ付轉令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 次大條ノ四ノ改正規定ハ同

各號ノ區分ノ何れカニ付轉舉權

者ノ數同條第四項ニ規定スル定數

物件ヲ検査セシムルコトヲ得

件ニ關シ必要ナル報告ヲ徵シ又ハ

警官吏ノシテ日出ヨリ日沒迄ノ

必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定

ム

第十七條ノ四 第六條ノ四第一項、

第六條ノ四第二項、第九條ノ第二

項、第五條ノ十五 第十五條の九

第五條ノ十五 第十五條の十

第五條ノ十五 第十五條の十一

第五條ノ十五 第十五條の十二

第五條ノ十五 第十五條の十三

第五條ノ十五 第十五條の十四

第五條ノ十五 第十五條の十五

第一條 本法施行ノ期日ハ各規定ニ付轉令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 次大條ノ四ノ改正規定ハ同

各號ノ區分ノ何れカニ付轉舉權

者ノ數同條第四項ニ規定スル定數

物件ヲ検査セシムルコトヲ得

件ニ關シ必要ナル報告ヲ徵シ又ハ

警官吏ノシテ日出ヨリ日沒迄ノ

必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定

ム

第十七條ノ四 第六條ノ四第一項、

第六條ノ四第二項、第九條ノ第二

項、第五條ノ十五 第十五條の九

第五條ノ十五 第十五條の十

第五條ノ十五 第十五條の十一

第五條ノ十五 第十五條の十二

第五條ノ十五 第十五條の十三

第五條ノ十五 第十五條の十四

第五條ノ十五 第十五條の十五

第一條 本法施行ノ期日ハ各規定ニ付轉令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 次大條ノ四ノ改正規定ハ同

各號ノ區分ノ何れカニ付轉舉權

者ノ數同條第四項ニ規定スル定數

物件ヲ検査セシムルコトヲ得

件ニ關シ必要ナル報告ヲ徵シ又ハ

警官吏ノシテ日出ヨリ日沒迄ノ

必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定

ム

第十七條ノ四 第六條ノ四第一項、

第六條ノ四第二項、第九條ノ第二

項、第五條ノ十五 第十五條の九

第五條ノ十五 第十五條の十

第五條ノ十五 第十五條の十一

第五條ノ十五 第十五條の十二

第五條ノ十五 第十五條の十三

第五條ノ十五 第十五條の十四

第五條ノ十五 第十五條の十五

第一條 本法施行ノ期日ハ各規定ニ付轉令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 次大條ノ四ノ改正規定ハ同

各號ノ區分ノ何れカニ付轉舉權

者ノ數同條第四項ニ規定スル定數

物件ヲ検査セシムルコトヲ得

件ニ關シ必要ナル報告ヲ徵シ又ハ

警官吏ノシテ日出ヨリ日沒迄ノ

必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定

ム

第十七條ノ四 第六條ノ四第一項、

第六條ノ四第二項、第九條ノ第二

項、第五條ノ十五 第十五條の九

第五條ノ十五 第十五條の十

第五條ノ十五 第十五條の十一

第五條ノ十五 第十五條の十二

第五條ノ十五 第十五條の十三

第五條ノ十五 第十五條の十四

第五條ノ十五 第十五條の十五

第一條 本法施行ノ期日ハ各規定ニ付轉令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 次大條ノ四ノ改正規定ハ同

各號ノ區分ノ何れカニ付轉舉權

者ノ數同條第四項ニ規定スル定數

物件ヲ検査セシムルコトヲ得

件ニ關シ必要ナル報告ヲ徵シ又ハ

警官吏ノシテ日出ヨリ日沒迄ノ

必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定

ム

第十七條ノ四 第六條ノ四第一項、

第六條ノ四第二項、第九條ノ第二

項、第五條ノ十五 第十五條の九

第五條ノ十五 第十五條の十

第五條ノ十五 第十五條の十一

第五條ノ十五 第十五條の十二

第五條ノ十五 第十五條の十三

第五條ノ十五 第十五條の十四

第五條ノ十五 第十五條の十五

第一條 本法施行ノ期日ハ各規定ニ付轉令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 次大條ノ四ノ改正規定ハ同

各號ノ區分ノ何れカニ付轉舉權

者ノ數同條第四項ニ規定スル定數

物件ヲ検査セシムルコトヲ得

件ニ關シ必要ナル報告ヲ

